

令和3年度 固定資産税 償却資産申告の手引き

この手引きに、申告書記載例・種類別明細書(増加資産・全資産用)を挟み込んでおります。

提出期限：令和3年(2021年) 2月1日(月)(郵送可)

※期限間近になりますと窓口が混雑しますので、
なるべく早めにご提出くださいますよう、ご協力をお願いします。

(お願い)

- ①申告書を郵送される方で、控えの返送を希望される方へ
申告書のコピーと返信用封筒(返信先を明記した封筒に切手を貼付したもの)
を必ず同封してください。
(返信用封筒及び切手の貼付がない場合は、返送できません)
- ②今回送付した申告書を使用されない場合は、宝塚市から送付した申告書も添
付してください。

この手引き、申告書、種類別明細書(増加資産・全資産用)・(減少資産用)は、宝塚市の
ホームページからダウンロードすることができます。どうぞご利用ください。

<https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/>

トップページ上「ページID検索」

1008947

表示

兵庫県 宝塚市

1 償却資産とは

会社や個人で事業をされている方の、**土地及び家屋以外の有形の事業用資産**（ただし、自動車税・軽自動車税の対象となる車両は除く）で、所得税法又は法人税法の所得の計算上減価償却の対象となる資産をいいます。

この資産は毎年、1月1日現在に所有されている償却資産を市役所へ申告していただくことになっています。【地方税法第383条】

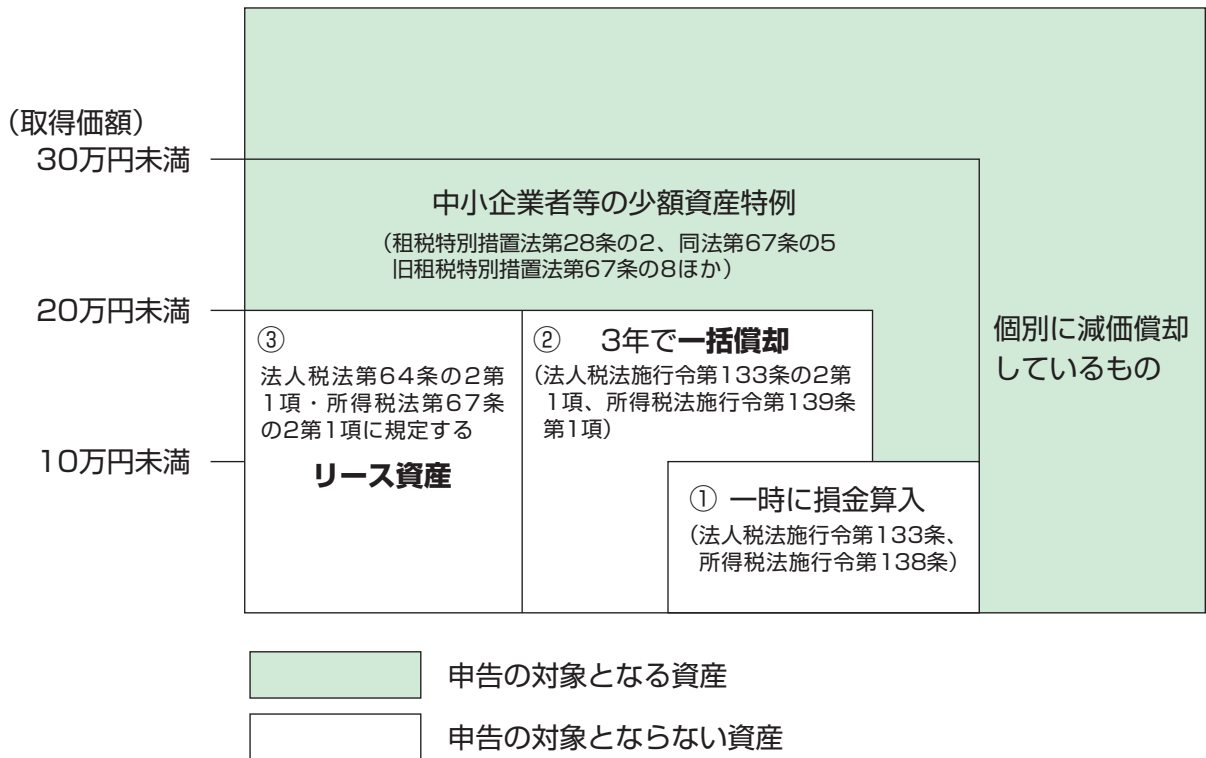
不動産賃貸業（賃貸住宅やテナントビル・貸駐車場など）を営んでおられる方も申告が必要です。

<少額の減価償却資産の取扱い>

地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、固定資産税（償却資産）の申告の対象から除外する「少額資産」とは、以下の①～③のものをいいます。

- ① 取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
- ② 取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの
- ③ 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、取得価額20万円未満のもの

このことから、租税特別措置法の規定により中小企業者等の少額資産特例を適用して損金算入した資産については、固定資産税（償却資産）の申告の対象となります。



※取得価額が10万円未満の資産であっても、一時に損金算入せず個別に償却しているものは固定資産税の課税対象となります。

◎リース資産

リース資産については、通常リース会社からの申告となります。ただし、リース期間経過後、無償譲渡等の条件の付いた所有権留保付割賦販売に相当する資産については、買主からの申告が必要なものもありますので、契約書をご確認ください。

◎次のような資産も、事業のために使用されている場合は申告対象となります。

- ・簿外資産 (帳簿に記載されていない資産)
- ・償却済資産 (減価償却を終わって帳簿上残存価額のみ計上されている資産)
→取得価額の5%の額を、評価額とします。
- ・遊休資産 (稼働を休止しているが、維持補修が行われている資産)
- ・未稼働資産 (まだ稼働していないが、すでに完成している資産)

※資本的支出(改良費)は、本体部とは別に新たな資産として申告してください。

◎無形資産(法律上の権利や事実上の権利など)は申告の対象外です。

(法人税法施行令第13条第8項、所得税法施行令第6条第8項)

主に次のようなものがあります。

ソフトウェア、鉱業権、特許権、営業権、電気ガス・水道施設利用権 等

◎無登録車両の取扱いについて

大型特殊以外の自動車税が課税される自動車及び軽自動車税が課税される軽自動車等は、償却資産の申告対象から除かれます。

そのため、自動車及び軽自動車等が、無登録車(ナンバープレートのついていない車両)であっても償却資産の申告は必要ありません。

2 申告先

本社・事業所等が他市であっても、使用する償却資産の所在地が宝塚市であれば、その資産の申告先は宝塚市となります。

また、市内に事業所等が2か所以上ある場合は、一括して申告してください。

◎「決算期が3月」の事業者の方

固定資産税(償却資産)の法定申告期限は毎年1月31日となっております。

決算期に拘わらず、前年中に取得あるいは減少した資産については、期限までに申告くださいますようお願いいたします。

3 申告されない方、または虚偽の申告をされた方

正当な理由がなく申告されない場合は、地方税法第386条の規定により過料を科せられることがあるほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがあります。また、虚偽の申告をされますと、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。

◎実地調査等のお願い

申告内容の確認、あるいは未申告者の資産調査のため実地調査等を行うことがありますので、その際は、ご協力をお願いいたします。[地方税法第353条及び第408条]

また、申告内容調査のため、国税資料(所得税又は法人税)の申告書類を閲覧することがありますので、ご理解のほど、よろしくお願いたします。[地方税法第354条の2]

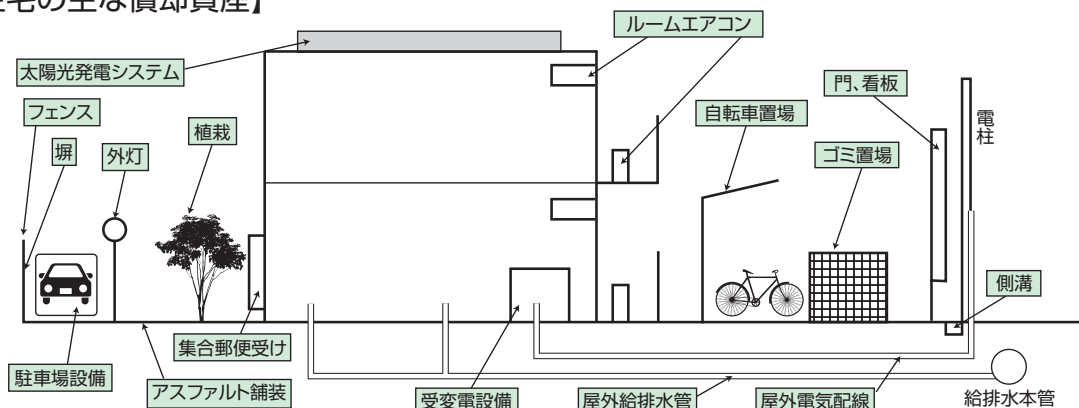
4 過年度への遡及について

申告漏れ等の課税については、申告された年度だけではなく、5年を限度として遡及することになります。[地方税法第17条の5第5項]

5 償却資産（業種別）の主なもの

業種	償却資産の具体例
各業種共通	店舗内装、パソコンなどの事務機器、応接セット、レジ関係、ロッカー等 機器類（エアコン、テレビ、ネオンサイン、受変電設備、監視制御装置等） 外装関係（植栽、門、塀、外構、外灯、看板等）、駐車場設備、舗装路面等
小売業	商品陳列ケース、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫等
飲食業	接客用テーブル・椅子、カウンター、室内装飾品、厨房設備、カラオケセット、 テレビ、放送設備、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、自動食器洗浄機等
製パン・製菓業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機等
理容・美容業	理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、ドライヤー、パーマ機、消毒殺菌機、 サインポール、テレビ等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、給排水設備等
医院・歯科医院	各種医療用機器（X線装置、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、ベッド、 CT装置、MRI装置、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等）、待合室用椅子等
駐車場事業	舗装路面、フェンス、料金計算装置、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）等
不動産賃貸業	家屋評価に含まれない外構工事、集合郵便受、駐車場設備、舗装路面、 買取型セキュリティシステム、太陽光発電システム等
建設業	大型特殊自動車、ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト、発電機等
パチンコ店	パチンコ・パチスロ台、両替・玉貸・還元機、店内放送設備、駐車場設備、 防犯監視設備等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、防火壁、独立キャノピー、地下タンク、照明設備等

【賃貸住宅の主な償却資産】



6 家屋と償却資産の区分

詳しくは、次ページ(家屋と償却資産の区分表)をご覧ください

家屋（建物）には、家屋と一体となって家屋の効用を高める設備（電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、消火設備等の建築設備）が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

家屋と設備等の所有者が同じ場合

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取扱います。

家屋と設備等の所有者が異なる場合

賃借人（テナント）がご自分の費用で施工した内装その他の設備については、テナントから償却資産として申告してください。〔地方税法第343条第10項・宝塚市市税条例第53条第6項〕

家屋と償却資産の区分表

主な設備等を例示しますと、次のとおりです。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、造作・建具、外壁の仕上げ等店舗造作等工事一式	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式			◎		◎
		屋内設備一式		○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器			◎		◎
		配管・配線、端子盤等		○			◎
	L A N 設備	設備一式			◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			◎		◎
配管・配線等			○			◎	
監視カメラ（ITV）設備	受像機（テレビ）、カメラ、録画装置等の機器			◎		◎	
	配管・配線等		○			◎	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎	
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）			◎		◎
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）、中央式給湯設備		○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		屋内の配管等		○			◎
衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）		○			◎	
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等			◎		◎	
	消火栓設備、スプリンクラー設備等		○			◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備			◎	◎	
		上記以外の設備		○		◎	
	換気設備	特定の生産又は業務用設備			◎	◎	
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機			◎	◎	
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機（ダムウェーター）等		○		◎	
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
その他の設備	冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等			◎		◎	
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）			◎	◎	

7 主な償却資産の区分と耐用年数

詳しい耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」を確認してください。



e-Gov 法令検索

<https://elaws.e-gov.go.jp/>

資産の種類	耐用年数	主な償却資産例	耐用年数	主な償却資産例
構築物	3	簡易な可動間仕切り	12	エアーカーテン・ドア自動開閉設備
	6	蓄電池電源設備	15	給排水・衛生・ガス設備 ブロック塀
	7	工場緑化施設		コンクリート舗装路面 エスカレーター
	8	消火・災害報知・格納式避難設備 アーケード・日よけ設備（金属製は15年）		冷暖房・ボイラー設備 （冷凍機出力22KW以下は13年）
	10	店舗内装設備 アスファルト舗装路面 金属造の煙突・街路灯・ガードレール 通信ケーブル（光ファイバー製）	17	エレベーター
機械・装置	5	ブルドーザー等自走式作業用機械設備	9	乳製品・パン・菓子類等製造設備
	6	複写業用設備		料理店業用設備及び給食設備（引湯管は5年）
	7	クリーニング設備 縫製品製造業用設備 写真製版業用設備	10	園芸設備 精穀設備 めん類製造設備 紡績設備 印刷設備 製本設備
	8	水産食料品・豆腐類製造設備 写真現像焼付設備（天然色は6年） ガソリンスタンド設備	12	上・下水道業用設備
			15	機械式駐車設備
			17	太陽光発電システム
5 車両・運搬具	2	自転車	7	台車・その他自走能力を有するもの
	4	フォークリフト		
6 工器具・備品	2	パチンコ台 観賞用魚類 植物（貸付業用）	6	冷暖房用機器 電気・ガス機器 電気冷蔵庫 電気洗濯機 インターホン及び放送用設備
	3	パチスロ器 ゲーム機 看板 ネオンサイン スポーツ具 じゅうたん等敷物 カーテン他繊維製品		7
	4	電子計算機（パソコン） レントゲン（移動式） 消毒殺菌用機器 観賞用鳥類	8	陳列用棚・ケース（冷凍冷蔵機付は6年） 応接セット・家具（接客業用は5年） 室内装飾品（金属製は15年） 事務机・いす・キャビネット（金属製は15年） 引伸機・焼付機・乾燥機その他機器 観賞用動物（魚・鳥類を除く）
	5	電子計算機（サーバー） プリンター テレビ タイムレコーダー ファクシミリ 複写機 レジスター 手さげ金庫 楽器 自動販売機 理容・美容機器 ドライヤー 碁・将棋・麻雀その他遊戯具		10
			15	植物（貸付業用を除く）

[注 1] 取得価額の算出方法・消費税の取扱いは、原則として法人税の取扱いと同じです。

[注 2] 耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」が適用されますが、例外として次の耐用年数も適用されます。

(1) 中古見積耐用年数：同省令第3条の規定により見積もった耐用年数

(2) 短縮耐用年数：法人税法施行令第57条又は所得税法施行令第130条の規定により耐用年数の短縮について、国税局長の承認を受けたときは当該耐用年数

8 固定資産税（償却資産）の評価方法

申告内容に基づいて償却資産を評価し、課税標準額を求め税額を計算します。

$$\text{固定資産税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率 (1.4\%)}$$

課税標準額 …… 1月1日現在の償却資産の価格で、償却資産課税台帳に登録されたものです。

免税点 …… 課税標準額の合計が**150万円未満**の場合は課税されません。

(課税標準額を算出するために、申告は必要です。)

決定価格 …… 各資産の**評価額**の合計です。

※評価額の最低限度は、取得価額の5%になります。

評価額の算出方法 — 償却資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本として算出します —

$$\text{【前年中取得】} \text{取得価額} \times \text{前年中取得減価残存率} \left(1 - \frac{r}{2}\right)$$

$$\text{【前年前取得】} \text{前年度評価額} \times \text{前年前取得減価残存率} (1 - r)$$

計算例

令和2年5月に取得価額500,000円で耐用年数3年の資産を取得した場合

$$\text{令和3年度} \quad 500,000 \times \mathbf{0.732} = 366,000$$

$$\text{令和4年度} \quad 366,000 \times \mathbf{0.464} = 169,824$$

$$\text{令和5年度} \quad 169,824 \times \mathbf{0.464} = 78,798$$

$$\text{令和6年度} \quad 78,798 \times \mathbf{0.464} = 36,562$$

$$\text{令和7年度} \quad 36,562 \times \mathbf{0.464} = 16,964 < 25,000(\text{※})$$

※取得価額の5% (25,000円) より小さくなるので、令和7年度以降は25,000円となります。

(参考)

減価残存率表

耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		$1 - \frac{r}{2}$	$1 - r$			$1 - \frac{r}{2}$	$1 - r$			$1 - \frac{r}{2}$	$1 - r$
1				11	0.189	0.905	0.811	21	0.104	0.948	0.896
2	0.684	0.658	0.316	12	0.175	0.912	0.825	22	0.099	0.950	0.901
3	0.536	0.732	0.464	13	0.162	0.919	0.838	23	0.095	0.952	0.905
4	0.438	0.781	0.562	14	0.152	0.924	0.848	24	0.092	0.954	0.908
5	0.369	0.815	0.631	15	0.142	0.929	0.858	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	16	0.134	0.933	0.866	30	0.074	0.963	0.926
7	0.280	0.860	0.720	17	0.127	0.936	0.873	35	0.064	0.968	0.936
8	0.250	0.875	0.750	18	0.120	0.940	0.880	40	0.056	0.972	0.944
9	0.226	0.887	0.774	19	0.114	0.943	0.886	45	0.050	0.975	0.950
10	0.206	0.897	0.794	20	0.109	0.945	0.891	50	0.045	0.977	0.955

中古資産等で耐用年数が2年に満たない場合は、全て2年で計算します。(国税庁 HP より)

9 納期

納税通知書は、5月上旬に発送予定です。

年税額は、年4回(5月、7月、12月、翌年の2月)に分けて納めていただくことになります。

※法定申告期限後に申告された場合、2期以降に、申告内容を反映させた納付書を改めて送付することがあります。

10 国税との取扱いの違い

項 目	地 方 税 〈固定資産税（償却資産）〉	※国 税 （法人税・所得税）
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	定率法	定率法・定額法の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません。	認められます。
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	認められません。	認められます。
増加償却	認められます。	認められます。 （法人税法施行令第60条） （所得税法施行令第133条）
評価額の最低限度	取得価額の5%	備忘価額 1円まで
改良費（基本的支出）	区分評価	原則区分評価（一部合算も可）
少額の減価償却資産 （使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満）	損金算入したものは課税対象外 （本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象）	損金算入可能 （法人税法施行令第133条） （所得税法施行令第138条）
一括償却資産 （取得価額が20万円未満の減価償却資産）	損金算入したものは課税対象外 （本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象）	3年間で損金算入可能 （法人税法施行令第133条の2第1項） （所得税法施行令第139条第1項）
即時償却資産 （中小企業等の方が租税特別措置法を適用して取得した30万円未満の減価償却資産）	課税対象になります。	損金算入可能 （租税特別措置法第28条の2・同法第67条の5）

※国税の取扱いの詳細については、税務署（法人部門）等におたずねください。

11 非課税資産・特例資産の申告

非課税資産・特例資産を取得された場合は、「種類別明細書(増加資産・全資産用)」とあわせて下記の書類を添付して申告ください。
(該当する申請書用紙を送付しますので、事前にご連絡ください。)

項目（適用条文）	添 付 書 類	注 意 点
非課税資産 （地方税法第348条）	非課税適用申請書	非課税内容に係る関係書類もあわせて提出してください。
課税標準の特例資産 （地方税法第349条の3） （同法附則第15条）	課税標準の 特例適用申請書	特例内容に係る関係書類もあわせて提出してください。

※電子申告される方は、郵送又は窓口での提出が必要となります。

12 提出書類について —課税標準額が150万円未満（免税点）でも申告は必要です—

お願い 申告内容を確認するため、申告書の提出時に資産内容の分かる書類（直近の国税申告書の添付資料（減価償却資産内訳・明細書、または減価償却費の計算書）の写し）もあわせて提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。

一 般 申 告

前年中に増加又は減少した資産を申告していただく方法で、評価額等の計算はこちらで行います。前年中に資産に増減がない場合でも、申告書の提出は必要です。

		申告書	種類別明細書
償却資産がない方	初めて申告する方	○	×
償却資産のある方	前年度から増減がない方	○	×
	初めて申告する方	○	(増加・全資産用)
	前年度から増加資産がある方	○	(増加・全資産用)
	前年度から減少・一部減少(修正)資産がある方	○	今回送付した「償却資産種類別明細書」の該当用紙に加筆修正をしたもの(注1)
廃業・市外転出等された方		○	×

(注1) 詳しくは、記載例（減少した資産の記載例）をご覧ください。

この用紙にかえて、減少資産分の明細を記載した種類別明細書（減少資産用）を提出いただいても結構です。

電算申告（電算処理による全資産申告）

電算処理により申告される方は、毎年、増減のあった資産だけでなく、1月1日（賦課期日）現在宝塚市内に所有しているすべての償却資産について、評価額等を計算し申告してください。

申告書	令和3年1月1日現在所有される償却資産の合計額（取得価額・評価額・課税標準額）を必ず記載してください。
種類別明細書 (増加資産・全資産用)	所有しているすべての償却資産について、評価額等を計算し記載してください。 課税標準額の特例の適用がある場合には、その特例率及び課税標準額を記載してください。 資産の種類ごとに区分して作成し、その合計額を記載してください。 減少した資産のリストを添付してください。

廃業・転出等により、申告すべき資産が本市内になくなった場合は、お手数ですが、その旨ご連絡ください。（申告をお願いする場合があります）

マイナンバー（個人番号又は法人番号）の記載

個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、本人確認を実施します。

マイナンバーの確認書類と本人確認資料を添付して記載してください。

マイナンバーの記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。

また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合は、記載がないものとして受理しますのであらかじめご了承ください。

法人番号を記載した申告や、eLTAX（電子申告）による申告の場合には、本人確認は不要です。

申告の方法

郵送で

〒665-8665

宝塚市東洋町 1-1

宝塚市役所 資産税課（償却資産担当）宛て お願いします。

（なお、申告書の控えの返送を希望される方は申告書のコピーと切手を貼った返信用封筒も同封してください。）

ネットで

宝塚市では、インターネットによる電子申告「エルタックス」を導入しております。

詳しくは地方税ポータルシステム：eLTAXのホームページをご覧ください。 <https://www.eltax.lta.go.jp/>

窓口で

受付場所は、宝塚市役所 資産税課

（本庁舎 1階 10番窓口）です。

課税台帳の閲覧

申告に基づいて償却資産の価格等を決定すると、償却資産課税台帳に登録し、4月以降に資産税課において閲覧することができます。（注）電話での閲覧申請は、受け付けできません。

※法定申告期限（1月31日）後に申告された方は、すぐに閲覧できない場合があります。

宛て名ラベル（申告書類の郵送用）

〒665-8665

宝塚市東洋町 1番 1号

宝塚市役所

資産税課 償却資産担当 行

〈お問い合わせ・提出先〉

宝塚市役所

資産税課 償却資産担当

電話 (0797) 71-1141 (代表)
(内線 2452、2453)